

明治二十二年四月十四日正午時

| | | | |
|------------|-------|-----------|-------------|
| 時事新報 | | 時事新報定價 | |
| 送付廣告料 | ハ左ノ如シ | ○一箇月前金五十錢 | ○三箇月前金一圓五十錢 |
| 三十一年行以上 | 八 錢 | 六日以上 | 六箇月前金三圓 |
| 自十一行至卅行 | 九 錢 | 二日以上 | 六箇月前金五圓 |
| 自一行至十行 | 十 錢 | 一日限 | 六箇月前金七圓 |
| 五號活字二行廿四字詰 | 八 錢 | 二行二付 | 六箇月前金九圓 |
| 六箇月前金十圓 | 七 錢 | 二日以上 | 六箇月前金十一圓 |
| 六箇月前金五圓 | 六 錢 | 七日以迄上 | 六箇月前金十三圓 |
| 五箇月前金五毛 | 五 錢 | 十六日以上 | 六箇月前金十五圓 |
| 五箇月前金五毛 | 五 錢 | 十六日以上 | 六箇月前金十五圓 |

日 本 著 作

も記念たる如く本年二月六日

聯邦民撰講演院に於て演説したる其一節ハルガリヤ事件に關しては露國の要求を正當と認めたるのみならず露國より公然の求めあるに當りてハ獨逸は外交上之又後擴するを辭せずとまで公言したるは露國に對するの追従敵白あらんと雖も之と聞いて墺國の政治家へ如何なる感を催はす可たや是れより先き四日即ち二月二日の夜には獨逸政府の發意の由みて去る千八百七十九年（柏林會議の翌年）よして今より足懸け十年の昔し）獨墺兩國の間に結びたる同盟條約を突然公布したる事の次第を尋ねるに抑も右兩國の間に據て密約あると世に隠れなけれども條約の精神全く自衛防禦の點に存するうむしは又他邦攻撃の意味をも含む者か其邊判然たらざるより物議百端已ひ所と知らずして特に露佛の兩國は右の條約を以て侵掠の害意を有するが如くに吹聴し獨墺二國を巣くるの口實と爲したるが故にピスマルクは此際に條約全文を公布するは世の物議と排し併て獨墺二國執る所の政略は専ら自衛防禦と主張どし全歐の平和と維持するに在るの確證を示す者ならんと信じて今回之舉に及びしなりと云へり其條約の全文は本月七日の時事新報に官報より抜萃して之を登記したれば諸君も一讀せられたるとならんと雖も尙ほ爰に参考の便を計り其要略を擱げんに

國は互に兵を以て相救援するの義務ある事
第二 同盟國の一方露國外の一國（佛國を指すと明白なり）より攻撃せらるゝ時他の一方之と援く可らざるハ勿論更に同盟の好意を以て局外中立を守るを要す、然れども右の攻撃國が露國と連合するの場合にハ同盟國も亦互に兵を以て相援けざる可らざる事
第三 同盟國の兩陛下は露帝アレキサンドル陛下がアキサンドローオーの會合よ於て明言しる旨趣に基づ露國の軍備は實際同盟國に對する者に非ざる可也と信じ且つ世の誤傳を避けんが爲めに堅く之を秘密よ附すると雖も若し此見込齟齬したりと思はるゝ場合よは「露國が同盟國の一方よ對する攻撃は取りも直さず雙方よ對するの攻撃あり」と看做し其旨を露帝に通知すべし事
右ハ秘密條約と今日突然に公布したるは外觀或い獨裁兩國政府に於て露國其兵を南疆に聚むるとして同盟國に對する出師の準備と看做し條約第三項の旨趣を斷行したるに意なるが如くなれども未だ實際は然る可らず若し又該條約の公布を以て露國の出師準備に對したら

○欽任 明治二十二年四月十二日
任沖繩縣警部長 宮崎縣警部長從七位 渡邊 隆
沖繩縣警部長正八位勳七等 龍岡 信熊
任宮崎縣警部長 沖繩縣警部長從七位 渡邊 隆
宮崎縣警部長正八位勳七等 龍岡 信熊
敘奏任官六等勳上級俸

○郡區長試験手續 本月十三日郡區長試験委員より郡
區長試験手續を左の通定りたり

第一條 郡區長試験ハ明治二十年内務省令第五號第二
條記載ノ科目ニ基キ試験委員ニ於テ毎回問題ヲ選定レ
之ヲ行フヘシ試験問題ノ數ハ各科目ニ付試験委員ノ議
定スル所ニ依ル」試験ノ期日及場所ハ試験委員長之ヲ
公告スヘン○第二條 郡區長試験ハ筆記口述ノ二様ト
ス筆記試験ニ落第シタル者ハ口述試験ヲ受ルコトヲ得
ス但北海道屬長官府縣知事ニ問題ヲ送付シテ應答ヲ爲
サシムルトキハ筆記試験成績ノ査定ヲ待タス直ニ口述
試験ヲ行フモノトス○第三條 試験委員長ハ受験人名
簿ヲ調製シ各受験人ノ番號ヲ定メテ記入シ試験ノ前之
ヲ受験人ニ通知スルモノトス○第四條 筆記試験ノ問
題ハ試験委員長定ムル所ノ方法ニ依リ各受験人ニ交付

110

27

日附を以て大藏大臣へ本月償還相成るべし七分利付金
祿公債證書三百萬圓に對する月割利子の内便宜上昨年
七月より同十二月まで相當の分に於て本年五月渡の利
子は通常の手續を以て支拂を爲し本年一月より四月ま
で四箇月分の利子と元金と同時に支拂方取計度旨伺出
でたるに一昨十一日大藏大臣より伺の通りと指令あり
たり

○合衆國の風雪
寒氣は非常にしきて屢々譯載せしも死人も夥多あり、も降雪甚だしきて友の許へ達した。十二三日の交又府間の電信は二ち同十五日迄尙を見るに同十二してワシントン地より報せし雪は破損等の云ふ叶ひ難きが故にものは再び来るのみならず他方、舶はらず品切れと云ふ。